

●●市（区・町・村）官民競争入札等監理委員会に関する条例標準例

（趣旨）

第1条 この条例は、●●市（区・町・村）（以下「市（区・町・村）」という。）の公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革における実施の過程について、その透明性、中立性及び公平性を確保するため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第47条に規定する合議制の機関として、●●市（区・町・村）官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた次に掲げる事項を処理する。

- （1）法第16条第5項に規定される事項
- （2）法第18条第5項に規定される事項
- （3）法第17条において準用される法第12条に規定される事項
- （4）法第19条において準用される法第12条に規定される事項

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、市（区・町・村）長に対し、勧告をすることができる。

3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表するものとする。

4 市（区・町・村）長は、第2項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員●人以内をもって組織する。

2 委員は、常勤、非常勤の別を問わないものとする。

（委員）

第4条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、市（区・町・村）長が委嘱する。

2 委員及び第7条に定める専門委員（以下「委員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

3 前項の規定は、委員等がその職を退任した後も同様とする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、任命の日より●年間とする。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する見識のある者のうちから、市(区・町・村)長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解かれるものとする。

4 専門委員は、常勤、非常勤の別を問わないものとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の選任後最初に行われる委員会の会議は、市長が招集する。

2 前項の会議は、委員の●分の●以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告の徴収等)

第9条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する市(区・町・村)又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、●●課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。